

# 市町村行政DX推進に係る人材確保・育成支援業務委託仕様書

## 1 業務委託の名称

市町村行政DX推進に係る人材確保・育成支援業務委託

## 2 業務の目的

本県では、少子化・人口減少、大規模災害・感染症、社会全体のデジタル化など、中長期的な変化・リスクに的確に対応するため、令和4年4月に「和歌山県庁DX推進本部」を、同5月に「市町村DX推進部会」を新設し、『行政のあり方を全面的にデジタルを前提としたものへと移行する』DXを、県・市町村が一体となって推進することとした。令和4年度の市町村DX支援は、住民の利便性向上に向けた行政手続のオンライン化及び行政運営の効率化に向けた定型業務の見直し等に取り組んだところであり、また、令和4年9月に改定された国の自治体DX推進計画においても、都道府県による市町村支援の役割が期待されている状況である。

一方で、DX専門部署を設置している市町村は一部であり、大半の団体において総務または情報部門が他の業務と兼務しており、慢性的に人員不足となっている。また、何からどのように取り組めば良いのかわからないとの市町村担当者の声も多く、課題を整理する段階から相談できる人材が求められていることが判明した。

そこで、本業務では、DX推進に係る市町村職員の認識共有・機運醸成を図り、各団体の現状把握と課題整理を行うことで、各団体のDXと県・市町村連携の促進を目指すことを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

## 4 業務内容

### (1) DX総括アドバイザー及びDX専門アドバイザー等の配置

#### ア DX総括アドバイザーの配置

次の要件を満たす人材を総括アドバイザーとして2名配置すること。

(ア) 実際に県と市町村による協働的支援の取組にあたった者であること。

(イ) 自治体職員等を対象に、国内外の情勢等を踏まえたデジタル社会の構築に資する人材育成又は助言・指導等の業務を行った実績及び知見を有する者であること。

(ウ) なお、DX総括アドバイザーのうち1名が、本業務の責任者を兼ねること。

#### イ DX専門アドバイザーの配置

次の要件を満たす人材を専門アドバイザーとして各2名配置すること。

#### 【DX専門アドバイザー（BPR担当）】

(ア) 実際に自治体に対してBPRに対する相談・助言及び研修等を行った経験を持つこと。

(イ) BPRに対して高い識見と実務経験を有すること。

#### 【DX専門アドバイザー（情報システム担当）】

(ウ) 実際に自治体に対して情報システムに対する相談・助言及び研修等を行った経験を持つこと。

- (エ) 情報システム分野に対して高い識見と実務経験を有すること。
- (オ) なお、行政の情報システムの特殊性から、政府・自治体等で情報システムに係る一定の実務経験を持っている者が望ましい。

#### ウ 補助スタッフの配置

次の要件を満たす人材を補助スタッフとして2名配置すること。

- (ア) デジタル化に係るリテラシーを持ち、チャットツール、オンライン会議ツール等のソリューションを用いて、各アドバイザーと県・市町村等との連絡調整及び各種事務にあたること。
- (イ) なお、多様なステークホルダーが存在することから、本業務と同種の業務経験があることが望ましい。

### (2) 市町村への「よろず相談」の実施

以下ア～エのとおり「よろず相談」を実施し、各市町村を切れ目なく支援すること。

#### ア 現状把握のアセスメントシートの作成

- (ア) 「よろず相談」を効果的・効率的に実施するために、各市町村に現状把握のアセスメントシートを作成すること。
- (イ) アセスメントシートの内容は、DX全般、BPR及び情報システムに係る内容を中心に県と協議の上、確定すること。
- (ウ) 各市町村への記入依頼と回収を行うこと。なお、記入依頼にあたっては、県とともに、アセスメントシートの趣旨や活用方法等を各市町村に丁寧に説明すること。

#### イ 「よろず相談」の分類

##### 【初回面談】

- (ア) 総括アドバイザーは、全ての市町村に初回面談を実施すること。
- (イ) 初回面談は、オンラインでの実施とすること。

##### 【全体相談】

- (ウ) 総括アドバイザーは、全ての市町村に全体相談を実施すること。
- (エ) 全体相談は、原則として訪問での実施を基本とすること。

##### 【分野別相談】

- (オ) 総括アドバイザー及び専門アドバイザーは、原則として全ての市町村に分野別相談を実施すること。
- (カ) 総括アドバイザーは、原則として訪問での実施を基本とすること。
- (キ) 専門アドバイザーは、オンライン・オフラインを必要に応じて組み合わせて、実施すること。

##### 【任意相談】

- (ク) 総括アドバイザー又は専門アドバイザーは、市町村の希望に応じて任意相談を実施すること。また、希望がない場合であっても、必要と認める場合は任意相談を実施すること。
- (ケ) 任意相談は、オンライン・オフラインを必要に応じて組み合わせて、実施すること。

##### 【評価面談】

- (コ) 総括アドバイザーは、全ての市町村に評価面談を実施すること。
- (サ) 評価面談は、オンラインでの実施とすること。

#### ウ 「よろず相談」の内容

「よろず相談」において、各アドバイザーは以下の役割を担う。

- (ア) 情報共有：D Xに係る情報や事例を共有すること。
- (イ) 課題整理：D X推進に係る市町村の課題を整理すること。
- (ウ) 要求・要件定義：D X推進に係る市町村の要求・要件を定義すること。
- (エ) 相談・助言：市町村のD Xの取組について相談・助言をすること。
- (オ) ネットワーキング：各アドバイザーが有する専門性や人脈ネットワークを活かし、市町村が求める人材や企業等とのマッチング支援に可能な範囲で努めること。

#### エ 「よろず相談」の役割分担

- (ア) 「よろず相談」の際は、原則として県の担当者が同行・同席する。
- (イ) 市町村との日程調整は、補助スタッフが担当する。ただし、首長に係る日程調整については、県が対応する。
- (ウ) 「よろず相談」の議事録は、補助スタッフが担当する。

### (3) D X研修の実施と研修動画の制作

#### ア 研修対象

- (ア) 県内各市町村の首長・幹部職員、D X推進担当課職員等

#### イ 研修内容

- (ア) 自治体D X推進に係る認識共有・機運醸成について、県と協議の上、研修プログラムの構築を行うこと。
- (イ) 上記のプログラムを活用し、各市町村の希望に応じて、D X研修を実施すること。
- (ウ) また、各市町村長が集まる既存の会議体等において、トップセミナーを実施すること。

#### ウ 研修方法

- (ア) 研修にあたっては、各市町村または県の指定する場所に訪問して実施することを基本とし、総括アドバイザーは、県と協議の上、講師として対応を行うこと。
- (イ) 感染症拡大等で訪問が難しい場合はオンラインでの実施を可とし、研修に関する募集・案内及び各種調整は、補助スタッフが担当するものとする。

#### エ 研修動画の制作

- (ア) 上記プログラムと同内容の研修動画を制作し、速やかに提出すること。
- (イ) なお、研修動画は、県や各市町村が内部研修用として活用できるものとする。

### (4) 次年度の市町村行政D X推進事業に係る提案等

#### ア 次年度の市町村行政D X推進事業に係る提案

- (ア) 次年度（令和6年度）の市町村行政D X推進事業に係る提案を行うこと。

#### イ その他

- (ア) 市町村行政D X推進に係る他の業務と連携し、当該業務が効果的かつ効率的に実施されるように県及び当該業務受託事業者と協働すること。
- (イ) 総括アドバイザーは必要に応じて、市町村D X推進部会等に参加すること。

### (5) 自由提案

- ア 本業務の遂行に合わせて実施することで、相乗効果が見込める提案がある場合は、積極的に自由提案すること。

## 5 活動報告等

- (1) 契約締結後速やかに、業務実施内容等の詳細を明らかにした「業務活動計画書」を作成し県の承認を得ること。
- (2) 本業務の進捗状況について、定期的にオンライン協議等の場を設け、報告を行い、円滑に業務を遂行すること。また、議事録の作成や課題の管理は受託者が行うこと。なお、会議内容が業務従事者以外に知られることがないよう対策を講ずること。
- (3) 令和5年10月頃を目安に、業務成果や改善策の素案を含めた中間報告を行うこと。なお、報告資料については、県と協議の上、提出すること。
- (4) 業務完了後速やかに、業務実施結果及び成果等を取りまとめた「業務活動報告書」を作成し提出すること。
- (5) その他委託業務の実施にあたり、県が必要と認める資料がある場合は、県と協議の上、提出すること。

## 6 留意事項

- (1) 本業務の再委託は、原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県が承諾した場合はこの限りでない。
- (2) 本業務で知り得た県、市町村及び事業者等の業務上の秘密は保持しなければならない。本業務終了後も同様とする。
- (3) 本業務の実施に際して、和歌山県個人情報保護条例(平成14年12月24日条例第66号)、和歌山県情報セキュリティポリシーのほか、関係法令等を遵守すること。
- (4) 本業務実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (5) 本業務にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。
- (6) 本業務に係るコンサルティング・調査・報告・交通費等の一切の経費は、委託金額に含まれるものとする。
- (7) 本業務の性質上、県は可能な限り、オンライン等で受託者が円滑に業務執行を行うことができる環境の構築に努めるものとする。ただし、受託者が使用するオンライン会議の実施に必要な設備及び機器(パソコン、カメラ、マイク等)については、受託者の費用と責任において用意するものとする。
- (8) 契約や支払いに関する書類など、本事業の関係資料を本事業完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議の上、定めることとする。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### 第1 法令等の遵守

受託者（以下「乙」という。）は、和歌山県知事（以下「甲」という。）の定める和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号。）に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

#### 第2 責任体制の整備

乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

#### 第3 作業責任者等の定め

- 1 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定めなければならない。
- 2 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

#### 第4 取扱場所の特定

- 1 乙は、個人情報を取り扱う場所を定めなければならない。
- 2 乙は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

#### 第5 教育の実施

乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

#### 第6 守秘義務

乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

#### 第7 再委託

- 1 乙は、本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、甲の承諾を得て行うことができる。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

#### 第8 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

#### 第9 個人情報の管理

乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、個人の権利利益を侵害することのないよう各種の安全管理措置を講じるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 作業従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う場所の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

#### 第10 収集の制限

乙は、本委託業務において個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その目的を明示した上で本人から収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

#### 第11 提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

#### 第12 複写又は複製の禁止

乙は、本委託業務において甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### 第13 受渡し

乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行わなければならない。

#### 第14 個人情報の返還、消去又は廃棄

- 1 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。
- 2 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに

必要な措置を講じなければならない。

- 4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

#### 第 15 報告

乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

#### 第 16 監査及び検査

- 1 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

#### 第 17 事故時の対応

- 1 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。
- 3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

#### 第 18 契約解除

- 1 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

#### 第 19 損害賠償

乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。